

下諏訪町家庭介護者慰労金を贈ります

家庭において重度障害者または要介護高齢者を常時介護している方に対して、
その労をねぎらい激励するために介護慰労金を贈ります。



【支 給 額】	6月以上 9月末満 40,000円
	9月以上 12月末満 60,000円
	12月 80,000円

【対象者の要件】 慰労金の支給対象者は、基準日となる令和2年11月1日(日)において町内に住所を有する方で、基準日前1年間に通算して6月以上要介護者と同居し、要介護者を介護している方。

【要介護者の要件】

重度障害者	要介護高齢者
令和2年4月1日現在、65歳未満で (1)身体障害者手帳1級または2級の方 (2)療育手帳A1の方 (3)精神障害者手帳1級または2級の方 (4)上記(1)から(3)と同様の状態と認められる方で日常生活において常時介護を必要とする方	令和2年4月1日現在、65歳以上で (1)要介護認定において要介護4または5の方 (2)要介護認定において要介護1、2または3に認定され、障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の方 (3)要介護認定において要介護1、2または3に認定され、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲb以上の方 (4)その他町長が特に認めた方

【申請及び審査方法】

重度障害者	要介護高齢者
・前年度に支給を受けた方には、下諏訪町重度障害者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書を送付します。 ・65歳未満の方であって、上表の「要介護高齢者」欄のいずれかの項目に該当される方は、高齢者係へお問い合わせください。 ・提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護状況等を調査します。	・支給対象に該当する方は、下諏訪町要介護高齢者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書に必要事項を記入し、高齢者係へご提出ください。 (申請書類が必要な方は以下までご相談ください) ・提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護状況等を調査します。

※申請締切は、令和2年11月30日(月)とし、支給は12月下旬を予定しています。

- 問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111(内線121・122)
高齢者係 電話27-1111(内線126・127)

町民税・県民税の特別徴収にご協力いただいている事業所の皆様へ

◆従業員の方が退職・休職された時は、すみやかに『異動届出書』の提出をお願いします。

非課税の方であっても、異動届出書が提出されると役場の方では退職の事実が確認できません。
特別徴収の対象となっている従業員の方が退職または休職された際には、課税・非課税にかかわらず、すみやかに届出書をご提出いただくようお願いします。

異動届出書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。各事業所様にお送りさせていただいている「特別徴収のしおり」の8ページにもありますのでお使いください。

- 町ホームページ <http://www.town.shimosuwa.lg.jp>
■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111(内線232)

諏訪税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は下記の説明会は中止となりました。

◆年末調整説明会：中止

年末調整関係資料は源泉徴収義務者に対して別途発送します。

なお、年末調整に関する各種情報は、国税庁ホームページに「年末調整特集ページ」を作成していますので、ご不明な点等ございましたらホームページをご覧ください。

◆個人事業者等決算説明会：中止

今後、国税庁において決算の仕方に関する動画配信を検討しています。

- 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

- 問い合わせ 諏訪税務署 電話52-1390(代表)
自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。